

明石市管理施設等安全管理指針

(目的)

第1条 この指針は、本市が管理する施設等において、施設等の機能面における、できる限りの安全性を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理 市所有、委託、受託、占用等の形態を問わず、実態的に市が行う管理をいう。
- (2) 施設等 道路、公園、河川、水路、上下水道、ため池、建物、土地、施設用地、工作物、標柱、看板、施設内にあり市民等が利用する備品等をいう。
- (3) 所管課 施設等を管理する課(かい)をいう。
- (4) 所管部長等 所管課の決裁権を持つ部長をいう。ただし、所管課の決裁権を持つ部長がいない場合にあつては、所管課の所属する室長をいう。
- (5) 市民等 市民、施設等の利用者等をいう。
- (6) 市民利用施設 市民の利用に供する施設をいう。

(職員の役割)

第3条 所管課の職員は、市民等の安全を最優先に、善良なる管理者の注意をもって施設等の管理業務を行うものとする。

2 職員は、その勤務中及び勤務外において、市の管理する施設等における市民等の安全を脅かすような異変に気づいたときは、その異変を所管課に連絡するものとする。

3 施設等の設置及び建設にかかわる職員は、市民等の安全に配慮し、完成後の当該施設等の維持管理ができる限り容易となるよう努めるものとする。

(安全管理体制)

第4条 所管課の長(以下「所管課長」という。)及び所管部長等は、管理する施設等の安全管理体制及び役割を明確にするものとする。

(緊急連絡体制)

第5条 所管課長及び所管部長等は、施設等において事故が起こった場合を想定し、緊急連絡体制を整備するものとする。

(市民等からの情報収集体制)

第6条 所管課長及び所管部長等は、管理する施設等の状況について市民等からの情報を得ることができる体制作りに努めるものとする。特に、休日及び夜間について

は、所管課内の連絡体制の整備に努めるほか、財務室管財担当（警備員室）との連絡も密にするものとする。

- 2 無人施設、庁外の工作物、標柱、看板等については、現地に所管課名及び電話番号を掲示する等の方法を取り、施設等に関する市民等からの情報収集が容易となるよう努めるものとする。

（施設台帳）

第7条 所管課長は、次に掲げる事項を記載した施設等の台帳を作成し、整備するものとする。

- (1) 所在地
- (2) 施設等の概要（面積等）
- (3) 管理している根拠（法令、契約等）
- (4) その他必要な事項

- 2 前項の施設等の台帳には、必要に応じて図面、写真等を添付する。

（施設等安全管理マニュアル）

第8条 所管課長は、施設等ごとに、施設等の性質及び市民等の利用形態等を勘案して、次に掲げる事項を記載した施設等安全管理マニュアルを作成し、当該施設等安全管理マニュアルに基づいて日常点検及び管理を行うものとする。

- (1) 管理している根拠（法令、契約等）
- (2) 所在地
- (3) 点検時期及び点検回数
- (4) 施設ごとの点検項目一覧表（チェックリスト）
- (5) 安全管理体制
- (6) 緊急連絡体制
- (7) その他必要な事項

- 2 前項の施設等安全管理マニュアルには、必要に応じ、図面、写真等を添付する。

（一斉点検の実施）

第9条 所管課長は、施設等安全管理マニュアルに基づき、市民利用施設にあっては7月、12月の年2回、市民利用施設以外の施設等にあっては7月に年1回一斉点検を実施するものとする。ただし、一斉点検を上記以外の時期に行うことが望ましい施設等については、あらかじめ総合安全対策室長と協議のうえ、時期を替えて行うことができるものとする。

- 2 点検結果については、速やかに所管部長等までの決裁を受けるものとする。

- 3 道路、上下水道施設、河川、水路等総延長が極めて長い等の理由から一斉点検が困難である施設等又は管理形態上一斉点検の必要性が低い施設等にあっては、第1

項の規定にかかわらず、所管課長があらかじめ総合安全対策室長と協議し定めた管理計画等に基づいて点検や管理を行うことをもって一斉点検に替えることができるものとする。

(補修等の措置)

第10条 前条に規定する点検の結果、少しでも異常がある場合には、所管課長は早急に、補修又は修繕を行うものとする。

2 早急に補修又は修繕を行うことが困難な場合には、所管課長は、使用禁止等を含めた的確な応急措置をとるとともに、定期的な監視体制を確立するものとする。この場合において、所管課長は、可能な限り早期に完全な補修又は修繕を行うものとする。

(一斉点検の結果報告)

第11条 所管部長等は、各所管課長が行った第9条第2項に規定する一斉点検の結果について取りまとめ、総合安全対策室に書類(様式1、2及び現況報告書)をもって報告するものとする。ただし、一斉点検の結果、異常がなかった場合には、様式2及び現況報告書の提出は不要とする。

2 所管課長は、前条第2項に規定する応急措置を行った施設等で、最終措置が行われていない施設等については、最終措置を行った後速やかに、所管部長等の決裁を受けるものとする。この場合において、所管部長等は、最終措置の都度、総合安全対策室に書類(様式2及び現況報告書)をもって報告するものとする。

(一斉点検の結果検証)

第12条 総合安全対策室は、前条の所管部長等の報告を受けた場合には、点検結果を書類で検証するものとする。

2 総合安全対策室は、前項の書類検証終了後、必要に応じ、実地検証を行うものとする。

(管理運営上の危機管理対策)

第13条 所管課長及び所管部長等は、必要に応じ、不審者又は侵入者への対応等管理運営上の危機管理対策についてのマニュアルを別に定めるものとする。

(補則)

第14条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

この指針は、令和3年4月1日から施行する。